

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正により、階数が 3 で延べ床面積が 200 平方メートル未満の建築物については、耐火建築物であることが求められなくなりましたが、保育所については、現行の規制を維持するために児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）が改正されたことから、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 乳児室等を 3 階以上に設ける建築物は、耐火建築物であることを要件とすることとします。（別表第 5 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1から別表第4まで 省略</p> <p>別表第5（第6条関係）</p> <p> 保育所の設備および運営に関する基準</p> <p>1 設備</p> <p> (1)から(3)まで 省略</p> <p> (4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。</p> <p> ア <u>建築基準法</u>（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（<u>同号ロ</u>に該当するものを除く。）であること。</p> <p> イからクまで 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1から別表第4まで 省略</p> <p>別表第5（第6条関係）</p> <p> 保育所の設備および運営に関する基準</p> <p>1 設備</p> <p> (1)から(3)まで 省略</p> <p> (4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p> ア <u>耐火建築物</u>（<u>建築基準法</u>（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）または<u>準耐火建築物</u>（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、<u>同号ロ</u>に該当するものを除く。）（<u>乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては、耐火建築物</u>）であること。</p> <p> イからクまで 省略</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

1. 改正の趣旨

- 保育所の耐火性能基準は、建築基準法による規制に加え、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)で規制
- 規制の内容
 - ①建築基準法・建築基準法施行令
 - ・3階建て以上...耐火建築物
 - ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
 - ・保育室等を3階以上に設ける場合...耐火建築物(2階に設ける場合には、耐火建築物または準耐火建築物)
- 建築基準法改正(R1.6.25施行)
 - ・3階建ての建物...火災時の建物からの避難時間に着目し、延べ面積200㎡未満の場合には、耐火建築物でなくてもよいとされた

		建築基準法	基準省令	県条例	建築基準法改正	建築基準法	基準省令	県条例	省令・条例改正	建築基準法	基準省令	県条例
3階建て	延べ面積200㎡以上	耐火	耐火	耐火		耐火	耐火	耐火		耐火	耐火	耐火
	延べ面積200㎡未満				規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり		

- 一方で、保育所については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる乳幼児や児童の安全を確保する必要があることから、これまでの基準を維持するため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が改正された(R1.7.31施行)。

2. 改正の内容

- 保育室等を3階以上に設ける建物については、これまでと同様に、延べ面積にかかわらず耐火建築物でなければならないこととなるよう、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

3. 施行日

公布の日